

日興跡条々事

元弘二年十一月一日

一、本門寺建立の時、^{にい だきょう あじゃり}新田 卿 阿闍梨日目を座主と為し、日本国乃至一閻浮提の内、山寺等に於て、半分は日目 ^{ちやくし}嫡子分として管領せしむべし。残る所の半分は自余の大衆等之を ^{りょうしょう}領掌すべし。

一、日興が身に宛て給はる所の弘安二年の大御本尊は、日目に之を相伝す。本門寺に懸け奉るべし。

一、大石寺は御堂と云ひ墓所と云ひ日目之を管領し、修理を加へ勤行を致して広宣流布を待つべきなり。

右、日目は十五の歳、日興に値ひて法華を信じて以来七十三歳の老体に至るも敢へて違失の義無し。十七の歳、日蓮聖人の所に詣で^{甲州}身延山御在生七年の間常随給仕し、御遷化の後、弘安八年より元徳二年に至る五十年の間、奏聞の功他に異なるに依って此くの如く書き置く所なり。仍って後の^{ため くだん}為証状 件の如し。

十一月十日

日 興 花 押